

見守り 新鮮情報

見守りと気づきの ポイント

<居室・居宅の様子>

- ☐ 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- ☐ 不審な健康食品、魚介類などはないか
- ☐ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- ☐ 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- ☐ 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- ☐ 居室が不自然に散らかっていないか
- ☐ 不審な業者が出入りしている形跡はないか

<本人の言動や態度など>

- ☐ 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- ☐ お金に困っている様子はないか
- ☐ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- ☐ 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- ☐ 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で 高齢者の被害を防ごう

ひとこと 助言



見守るくん

- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第521号(2025年9月18日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



岩手県民生活センター